

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ<sup>+</sup>



No.29

発行：東濃西部地域行政事務組合

## 保証人。連帯保証人。どう違う？

保証人は、債務者が契約を守らない場合に、債務者に代わって契約を履行する責任を負うことを、債権者に対して約束した人です。

保証人を頼まれたら、どのような責任を負うことになるのか契約書で確認した上で判断してください。ただし、債務者の債務を超える責任を負うことはありません。なお、書面によらない保証契約は無効です。

連帯保証人との違いは、保証人は債権者から請求されたときに、保証人より先に債務者に請求するよう主張できたり、債務者の財産から取り立てるよう主張できたりします。連帯保証人にはそのような主張はできません。また、保証人が複数いる場合には保証人の責任は頭割りとなりますが、連帯保証人は、連帯保証人が何人いても全部の責任を負わなければなりません。



ほんとーに  
こんな相談ありました



成人の子供が借金をし、生活が苦しいとのことで、代わりに返済した。その後、再び本人は借金をして多重債務に陥っている。年金暮らしなので、これ以上助けることはできないが、何か良い方法はないだろうか。

たとえ親であっても、子供の借金を支払う義務はありません。子供のためにも、自分の行動の責任は自分で負うようにさせましょう。

## 2月の相談件数

新規・継続合計 (■10件■11件)

店舗購入	■ ■ ■	12件
訪問販売	■ ■ ■ ■ ■ ■	6件
訪問購入		0件
通信販売	■ ■ ■ ■	22件
連鎖販売		0件
電話勧誘	■ ■ ■ ■	4件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■ ■ ■	3件